

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

防衛大臣  
(公印省略)

令和7年10月14日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）
- (2) 防衛省に勤務する一般職の職員の人事評価の実施に関する訓令（平成21年防衛省訓令第57号）
- (3) 障害を有する事務官等の人事評価について（通知）（防人計第1408号。31. 2. 1）
- (4) 人事評価ガイド<資料1～8>

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

防衛大臣  
(公印省略)

令和7年10月14日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

- 開示する行政文書の名称  
別紙のとおり。
- 不開示とした部分とその理由  
なし。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

連番	開示する行政文書の名称
1	防衛省本省の内部部局に所属する自衛官及び事務官等並びに防衛人事審議会の再就職等監察官に係る人事評価の実施について（通達）（防官秘（事）第365号。28. 10. 1）
2	人事評価の評価者及び補助者の指定について（通知）（防官秘第24571号。令和4年12月26日）
3	人事評価の評価者及び補助者の指定について（通知）（防防防第15606号。令和5年7月13日）
4	人事評価の評価者及び補助者の指定について（通知）（防整計第14729号。令和5年7月5日）
5	人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）
6	防衛省に勤務する一般職の職員の人事評価の実施に関する訓令（平成21年防衛省訓令第57号）
7	人事評価に関する訓令に規定する人事教育局長が別に定める期日について（通知）（防人計第17009号。28. 9. 30）
8	障害を有する事務官等の人事評価について（通知）（防人計第1408号。31. 2. 1）
9	人事評価の評価者及び補助者の指定について（通知）（防人計第2126号。令和5年2月6日）
10	人事評価ガイド<制度全般編>
11	人事評価ガイド<被評価者の手続編>
12	人事評価ガイド<評価者・調整者の手続編>
13	人事評価ガイド<資料1～8>
14	定期評価における評価者及び補助者の指定について（通知）（防地総第16277号。令和7年7月10日）